

小川村既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存木造住宅の所有者が建築物の耐震診断を実施するに当たり、長野県木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うことにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震による耐震診断対象建築物の倒壊の被害を防止する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に村内に着工された住宅
 - イ 店舗併用住宅などの併用住宅を含む一戸建ての住宅
 - ウ 在来工法の木造住宅（ただし、ツーバイフォー工法、非木造は含まない。）
- (2) 長野県木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。） 知事が備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。
- (3) 簡易耐震診断 診断士が、長野県が作成する耐震診断表に基づき、外観調査等簡易な方法により、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (5) 総合評点 簡易耐震診断又は精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表第1の区分によるものをいう。

(事業内容)

第3条 村長は、既存木造住宅の所有者のうち、希望者に診断士を派遣し簡易耐震診断を行うことができる。

- 2 前項の規定による簡易耐震診断の希望の調査は、簡易耐震診断意向確認票（様式第1号）によって行う。
- 3 既存木造住宅のうち前号の簡易耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された住宅の所有者のうち、原則として、耐震性能を向上させるための補強工事を実施する者に対し、村長は、診断

士を派遣し精密耐震診断を行うものとする。

4 前項の規定による精密耐震診断の希望の調査は、精密耐震診断意向確認票（様式第2号）によって行う。

5 第1項及び第3項の派遣費用については小川村の負担とする。

（業務の委託）

第4条 村長は、前条第1項及び第3項の事業について委託することができる。

（診断士の派遣の決定）

第5条 村長は、第3条第2項及び第4項に規定する簡易耐震診断意向確認票及び精密耐震診断意向確認票を受理したときは、当該書類の内容を審査し、診断士の派遣を決定する。

（診断士の派遣通知）

第6条 村長は、前条の規定により診断士の派遣を決定したときは当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を明示し当該申請者に診断士を派遣しない旨の通知をするものとする。

（耐震診断の中止等）

第7条 診断士の派遣の通知を受けた者（以下「診断対象者」という。）は、事情により耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかに、村長にその旨を報告しなければならない。

（診断士の派遣の取消し）

第8条 村長は、診断対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正行為により診断士の派遣通知書を受けたことが判明したとき。

（2）その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

（診断費用の支払い）

第9条 村長は、前条の規定により派遣を取り消した場合、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて診断対象者に対し、その診断にかかった費用の支払いを命ずることができる。

（耐震診断申込者に対する指導）

第10条 村長は、診断対象者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われます。
1.0以上 1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上 1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

様式（省略）